

知覧町汐見・仁田尾原地域地力増進対策指針

昭和62年4月17日策定

1. 地力増進地域内の土壤の性質

本地域は、南薩台地の一部で、知覧町の南部に位置し、標高45メートルから95メートル、熔結凝灰岩を基部（一部固結水成岩）として、その上に開聞岳の噴出物であるコラ層の介在する火山灰に覆われた台地で、緩波状地又は平坦地から成る。

本地域は、県営畠地総合土地改良事業により基盤整備が実施された。

地域内の土壤は、厚層多腐植質黒ボク土造成相、表層多腐植質黒ボク土造成相、厚層腐植質黒ボク土造成相、表層腐植質黒ボク土造成相及び淡色黒ボク土造成相が分布する。

これらの土壤は、火山灰的性質を持つため、りん酸の固定力が大きく、有効態りん酸含量が不足し、保肥力が小さく、塩基成分が溶脱しやすく、酸化した土壤が多い。また、下層土のちみつ度が大きく、一部で透水性の不良が作柄の不安定の要因となっている。

2. 土壤の性質の改善目標

(1)普通畠

- ア 作土の厚さは、黒ボク土では25センチメートル以上とする。
- イ 主要根群域のちみつ度は、山中式硬度計で22ミリメートル以下とする。
- ウ 土壌のpHは、6.0から6.5までとする。
- エ 有効態りん酸含量は、乾土100グラム当たり黒ボク土では5ミリグラム以上とする。

(2)樹園地（茶）

- ア 主要根群域の深さは、40センチメートル以上とする。
- イ 主要根群域のちみつ度は、山中式硬度計で20ミリメートル以下とする。
- ウ 土壌のpHは、4.5から5.5までとする。
- エ 有効態りん酸含量は、乾土100グラム当たり5ミリグラム以上とする。

3. 土壤の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項

(1)普通畠

- ア 石灰資材の施用により土壤のpH及び塩基バランスの改善を図る。
- イ りん酸資材は、土壤pH及び塩基バランスに応じて選択する。
- ウ たい肥等の有機物は、十分腐熟したものを施用する。
- エ プラウ耕など適切な耕うん方法を選択し、作土深を確保する。

(2)樹園地

- ア 石灰資材の施用により土壤のpH及び塩基バランスの改善を図る。
- イ 深耕により、作土深を確保する。

4. その他地力の増進を図るために必要な事項

- (1)有機物の確保に当たっては、畜産農家との十分な連携を図ることに努める。
- (2)ちみつ度が大きく、不透水層やくぼ地のある排水の悪いほ場では、簡易明きよ等の整備に努める。